

国際連合

気候変動枠組条約

配布先：全般
FCCC/SB/2000/1
2000年4月4日
原文：英語

科学的技術的助言に関する補助機関
第12回会合（2000年6月12～16日、於ボン）
議題案第5項

実施に関する補助機関
第12回会合（2000年6月12～16日、於ボン）
議題案第5項

京都議定書における遵守に関する手続き及びメカニズム

遵守に関するジョイントワーキンググループの共同議長による注釈

目次

	<u>パラグラフ</u>	<u>原文ページ</u>
. 序言	1 ~ 6	2
A . 委任された権限	1	2
B . 注釈の範囲	2 ~ 5	2
C . ジョイントワーキンググループが取り得る行動	6	3
. 京都議定書遵守システムの諸要素		3

．序言

A．委任された権限

1．両補助機関の第 11 回会合で、遵守に関するジョイントワーキンググループ（JWG）はその共同議長に対して、文書 FCCC/SB/1999/7 とその附属書 1 に含まれる遵守システムの諸要素と諸提案の取りまとめ、両補助機関の第 11 回会合で行われた論議、及び各締約国による追加の提案¹⁾に基づき、事務局の支援のもと、京都議定書に基づく遵守システムに関する手続きとメカニズムの諸要素を更に立案するように要請した。また JWG は各締約国に対して遵守に関する追加の提案を 2000 年 1 月 31 日までに提出するように要請した²⁾。

B．注釈の範囲

2．共同議長は、遵守に関する手続きとメカニズムの諸要素を立案するという委任された権限を遂行するために広範囲に協議した。JWG の要請により³⁾、遵守システムに関する諸問題を検討するワークショップが 2000 年 3 月 1 ～ 3 日に開催された。このワークショップで行われた論議は、共同議長の作業に対する貴重な資料となった。

3．この注釈では、第 1 項において京都議定書に基づく遵守システムに必要とされる諸要素について説明する。これは、遵守システムの全体的な仕組みについて生まれつつあるコンセンサスを標題によって説明している。これら標題（それぞれにローマ数字がついている）の中には、異なる部門を示したもの、各締約国の意見がまだ分かれており、それぞれの考え方をリストアップしただけのもの、考え方をリストアップしたり正確な部門を示す前にもっと議論を重ねる必要があるものなどが含まれる。

4．これら諸要素の一部については、両補助機関の第 12 回会合でさらに詳細に検討する必要がある。例えば、ほとんどの締約国は、事案（cases）の全般的処理について一つまたは複数の部門、構成要素、或いは手続きの運営を含む遵守システムを提案しているが、事案（cases）を一つの部門、構成要素または手続きから別の部門、構成要素または手続きへ移す方法、及び事案（cases）を検討する場合に予想される時間枠について各締約国が論議する必要がある。また、京都メカニズムに基づく適格性の必要条件の違反について遵守システムの中で対処する方法及び対処する程度についても論議する必要がある。審査または異議申し立ての形式と性質、並びに COP/MOP が果たすべき役割についても更に検討する必要がある。不遵守或いは潜在的な不遵守がもたらす結果または影響（outcomes or

¹⁾ FCCC/SBI/1999/14, para.84(d)

²⁾ FCCC/SBI/1999/14, para.84(b)。各締約国から受け取った提案は文書 FCCC/SB/2000/MISC.2 に含まれている。

consequences) についても、考え方を明確にする必要がある。例えば、前もって決定する結果または影響 (outcomes or consequences) 及び部門、構成要素または手続きが結果または影響 (outcomes or consequences) を適用できる裁量の範囲を決定する必要がある。

5. 遵守システムに関する手続き上及び運営上の問題の一部は、遵守機関の手続き規則の中でより適切に対処できる可能性がある。これら問題に関する各締約国の考え方がより明確になった時点で、かかる手続き上及び運営上の問題は別個の手段で立案することができる。

C. ジョイントワーキンググループが取り得る行動

6. JWG は、本注釈で説明する諸要素を考慮の上、まず上記4の問題に焦点を当てることができる。JWG は、決議第 8/CP.4 号⁴⁾ 及び第 15/CP.5 号⁵⁾ に従ってその作業を完了するという観点から、京都議定書に基づく遵守システムに関する案文を両補助機関の第 13 回会合で審理できるように、第 12 回会合での論議を考慮に入れて案文を作成するよう共同議長に要請することができる。

. 京都議定書遵守システムの諸要素

. 目的

京都議定書に基づく約束、特に議定書第 3 条 1 項⁶⁾ に基づく約束の遵守を容易にし、促進することにある。

. 性質

選択肢 1

遵守システムの性質は案文によって規定し、例えば信憑性が高く、首尾一貫し、包括的で、統一され、事実に基づき、予想可能で、透明性が高く、簡潔で、予防的取組を反映した原則に基づくなどと指定する必要がある。

選択肢 2

遵守システムの性質は、案文の内容から暗黙のうちに類推できるか、前文或いは遵守システムの採択に付随する決議の中で反映されるため、案文の中で明確に規定すべきでない。

³⁾ FCCC/SBI/1999/14, para.84(c)

⁴⁾ FCCC/CP/1998/16/Add.1

⁵⁾ FCCC/CP/1999/6/Add.1

．原則

選択肢 1

遵守システムの運営に適用される原則には、例えば下記を含めるべきである。

- 1．適正な手続き
- 2．釣合い
- 3．共通に有しているが差異のある責任
- 4．議定書に基づく同一の約束を実行する締約国を平等に取扱う
- 5．議定書の中のまたはそれに基づく締約国の主権と義務の保全
- 6．その他国際慣習法の一般原則

選択肢 2

遵守システムの運営に適用される原則は、案文の内容から暗黙のうちに類推できるか、前文或いは遵守システムの採択に付随する決議の中で反映されるため、案文の中で明確に規定すべきではない。

．適用範囲

遵守システムは議定書に基づくすべての約束に適用すべきであり、指定される一部の約束については、別個の取扱いも可能とする。

．遵守機関(**compliance institution**)の設置

- 1．遵守機関を設置する必要がある。
- 2．遵守機関は一つまたは複数の部門、構成要素或いは手続きによって構成されるものとする⁷⁾。

．遵守機関の機能

- 1．合意された基準に従って追跡調査する付託事項 (referrals) を決定する。
- 2．個々の締約国が、議定書に基づく約束を遵守する上での困難を克服できるよう、助言または支援を提供する。
- 3．京都議定書第 6 条 4 項を含めて、京都メカニズムから生ずる個々の事案 (cases) に対処する。
- 4．京都メカニズムに含まれているか或いはそれに基づく適格性の必要要件に対処す

⁶⁾ 本注釈で言及するすべての条項は京都議定書の条項である。

⁷⁾ 遵守機関が二つまたはそれ以上の部門、構成要素、或いは手続きによって構成される場合、上記にリストアップされる助長かつ準法律的な機能は遵守機関の個々の部門、構成要素、手続きへ割り振ることができる。案文で対象となる個々の活動に対する遵守機関の仕組み (例えば、問い合わせ事項、選別、事案 (cases) に対する一般的手続き、処理規則、具体的な結果または影響 (outcomes or consequences) 及び COP/MOP の役割) は、個々の部門、構成要素または手続きによって行われる機能に基づいて決めることができる。

る。これには京都メカニズムの利用を停止された締約国が一つまたは複数のメカニズムの利用の再開についての判断も含まれる。

- 5 . 個々の締約国の不遵守事案 (cases) に対処する。
- 6 . 適切な結果または影響 (outcomes or consequences) を判断及び / または適用する。

. 遵守機関の仕組み⁸⁾

1 . 構成員数 (**Membership**) : [...] [10] [12] [15] [21]

2 . 構成員の資格 (**Capacity in which members act**) :

選択肢 1

各締約国が指名し、個人的な資格で行動する専門家。

選択肢 2

各締約国の代表者として。

3 . 組立て (**Composition based on**) :

選択肢 1

地理的に公平な代表者による。

選択肢 2

半分は附属書 締約国が指名し、残り半分はそれ以外の締約国が指名する。

選択肢 3

附属書 締約国からの代表者を多くする。

4 . 専門分野 (**Expertise**) :

科学、技術、法律、社会経済など。

5 . 構成員の任期 (**Length of membership**) :

特定年数 [2 年] [3 年] [4 年]。追加一期再選の可能性。継続性を維持するための輪番制。

. 付託事項 (Referral)⁹⁾

遵守機関に対する諸問題の付託 :

- 1 . 議定書第 8 条に基づくエキスパートレビューチームによる報告書
- 2 . ある締約国が自国について提起する問題

⁸⁾ 脚注 7 参照。

⁹⁾ 脚注 7 参照。

3. ある締約国が（何らかの事情で）他の締約国について提起する問題
4. 京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議（COP/MOP）
5. UNFCCC 事務局

・ 審査¹⁰⁾ 諸問題の予備的評価

1. 実施機関：

選択肢 1

遵守機関。

選択肢 2

COP/MOP または COP/MOP が設置するパネル。

2. 審査の基準：

審査で除外されるもの

些細な問題、及び

根拠のない問題

3. 事案（cases）の配分（allocation）：

遵守機関が複数の部門、構成要素、或いは手続きによって構成される場合、問題の事案（cases）をどの部門、構成要素、または手続きによって検討するか決定する必要がある。

・ 事案（cases）取扱いの一般的手続き

遵守機関が複数の部門、構成要素、或いは手続きによって構成される場合、事案（cases）を一つの部門、構成要素、または手続きから別の部門、構成要素または手続きへ移行する方法を決定する必要がある。

XI. 京都メカニズムに関連する事案（cases）の処理手続き

1. 会議：

会議は下記の時間表の範囲内で召集し終了するものとする。

会議は電子手段によって行うこともできる。

2. 各段階の時間表：

会議の招集

審議

結論の発表

異議申し立てまたは再検討（もしあれば）

¹⁰⁾ 脚注 7 参照。

ある締約国が京都メカニズムの一つまたは複数の利用を再開できる旨の宣言

3. その他

X . 異議申し立て手続き

選択肢 1

常設または臨時の (ad hoc) 異議申し立て審理機関を設置する

選択肢 2

COP/MOP が異議申し立て審理機関となる (遵守機関からの結論または勧告の一部について)

部門 3

異議申し立てについて特に手続きを定めない

X . 遵守機関に関する手続き規則

1. 意思決定 :

選択肢 1

全会一致による

選択肢 2

遵守機関に出席、且つ投票する構成員の [...] 多数決による

選択肢 3

COP/MOP の規則による

2. 適正手続き :

締約国に対して遵守機関への参加 (代表者を指名する権利を含む)、証拠に対する反証、結論または勧告の案に対するコメントの権利を付与

3. 利害対立の回避 :

遵守機関の構成員は、自国のからむ問題の審理には参加できない

4. 情報源 :

議定書第 8 条に基づくエキスパートレビューチームの報告書

関係締約国の提供する情報

第三者専門家及び機関

遵守機関が適切と判断する他の情報源

5. 会議の頻度 :

少なくとも年 [1 回] [2 回] 必要に応じて

6. 遵守機関はその活動について COP/MOP の各定例会議へ報告する

X . 調整期間

- 1 . 約束期間終了後に、締約国が不遵守の事態にならず遵守の状態にとどまるために追加の対策を講ずることのできる一定の期間
- 2 . 自主的基金の使用

XV . 不遵守または不遵守の可能性に対する結果または影響(outcomes or consequences)¹¹⁾

- 1 . 助言の提供、及び遵守を容易にするための規定
- 2 . 不遵守または不遵守の可能性の公表
- 3 . 警告書の発行
- 4 . 政策と措置に関する勧告
- 5 . 遵守のための行動計画
- 6 . ある適格性の必要条件を満たさないことによる一つまたは複数の京都メカニズムへの参加の適格性喪失
- 7 . 一または複数の締約国が第 5 条及び第 7 条を遵守しない場合の第 4 条 5 項の適用
- 8 . 締約国が余剰量のあることを立証できるまで、割当数量の一部を移転する権利の喪失
- 9 . 第 3 条 1 項に基づく義務を満たさないことによる京都メカニズムへのアクセスの喪失
- 10 . 約束期間終了の時点で割当数量を超過した締約国は、次の約束期間の割当数量から当該トン数を差し引かれ、次の約束期間に割当数量が余ることを立証するまで、排出量取引による割当数量の一部を移転できる権利を喪失する
- 11 . 締約国の次回約束期間の割当数量から、罰則つきで超過トン数を差し引く
- 12 . 権利または特権の停止
- 13 . 遵守基金の変更
- 14 . 資金的罰則

X . COP/MOP

- 1 . 一般的な政策的手引きと背景情報を遵守機関へ提供する
- 2 . 遵守機関から報告書を受け取る
- 3 . 両補助機関の作業への影響を含めて、遵守機関の結論を検討する
- 4 . 遵守機関の報告書を受理する（COP/MOP が全会一致で拒否した場合を除く）

¹¹⁾ 部門、構成要素、手続きが違えば、適用される結果または影響（outcomes or consequences）も違う可能性がある。ある結果または影響（outcomes or consequences）は、特定の違反について適用される可能性がある。ある影響（consequences）は、京都メカニズムの適格性の必要条件のみに関連するかもしれない。ある事案（cases）では、二つ以上の結果または影響（outcomes or consequences）を組み合わせる適用するのが適切な場合もある。また、メニュー方式を使うこともできる。第 18 条の意味（implications）についてさらに論議を行う必要がある。

X . 事務局

- 1 . 情報を遵守機関へ伝達する
- 2 . 遵守機関の会議を手配する
- 3 . 他の議定書機関との連絡機関となる

X . 議定書第16条との関係

X . 議定書第19条との関係

遵守システムは議定書第19条を阻害することなく運営されなければならない

XX . 議定書に基づく遵守システムの漸進的变化

遵守システムは、議定書の改訂、COP/MOPの決議及び実施で得られた経験を考慮に入れて、議定書締約国の全会一致により改訂することができる。